

(内閣委員会)

日本国憲法第八条の規定による議決案（閣議第一号）（衆議院送付） 要旨

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、令和二年四月三十日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円以内を賜与することができるようにするものである。